

令和2年4月30日

学生各位

福山職業能力開発短期大学校  
学務援助課長

授業料等の納付及び減免申請並びに授業料の延納申請等における期日の変更について（2020（令和2）年4月30日改定）

今般、新型コロナウイルス感染防止に係る緊急事態宣言の広島県への適用に伴い、2020（令和2）年前期については、各種期日を以下のとおり変更します。

| 内容                                     | 現行       | 変更後      |
|--|----------|----------|
| 入学金及び授業料の減免申請期日                        | 4月30日（木） | 5月29日（金） |
| 授業料の納付期日                               | 同上       | 同上       |
| 授業料の延納及び分納の申請期日                        | 同上       | 同上       |
| 授業料の延納又は分納の承認を受けた者の納付期日                | 8月10日（月） | 9月1日（火）  |
| 授業料減免申請者で減免が不承認または一部承認であった場合の授業料の納付期日  | —        | 8月31日（月） |
| 入学金延納承認を受けた者で授業料等減免が不承認であった場合の入学金の納付期日 | —        | 8月31日（月） |
| 入学金延納承認を受けた者で授業料等減免を申請しない場合の入学金の納付期日   | 5月14日（木） | 6月12日（金） |

○お問い合わせ先  
福山職業能力開発短期大学校  
福山市北本庄 4-8-48  
学務援助課  
Tel 084-923-6327  
Fax 084-921-7038